

# 朝日生命の財形保険

目的いろいろ  
計画的な資金づくり

## 一般財形

勤労者財産形成貯蓄積立保険

マイホーム資金の  
準備

## 財形住宅

財形住宅貯蓄積立保険

豊かな  
セカンドライフへの  
資金づくり

## 財形年金

財形年金積立保険



朝日生命は  
日本乳がんピンクリボン運動  
を応援しています。

2025年8月1日より新契約の取扱を停止いたします



この「パンフレット」は、2025年2月1日現在における税制および財形制度に基づいて記載しています。

## 1 目的に合わせて、計画的な積立ができます。

使途目的が自由な一般財形から、マイホーム実現のための財形住宅、ゆとりある老後のための年金づくりの財形年金まで、ライフプランに合わせて計画的な積立ができます。

## 2 便利な給与天引きです。

保険料は給与や賞与から天引きによりお払い込みいただきますので、手間がかからず確実に貯まります。

## 3 財形住宅・財形年金なら有利な非課税枠を活用できます。

財形住宅・財形年金の場合、払い込まれた保険料（元本）から生じる利子（差益）には税金がかかりません。ただし、払込保険料累計額は、財形住宅で550万円、財形年金で385万円が限度額となります。なお、財形住宅と財形年金の両方にご加入の場合は、合計550万円までとなります。

## 4 財形持家融資制度（マイホーム資金の融資）をご利用できます。

持家の取得やリフォームに際し、一定の要件を満たす場合、独立行政法人住宅金融支援機構または独立行政法人勤労者退職金共済機構から融資が受けられます。

## 5 生保の財形ならではの5倍の災害保障がついています。

積立・据置期間中、災害や交通事故等の不慮の事故で死亡・高度障害になられた場合、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額の保障があります。

# 目的に合わせた3つの財形

## 一般財形

## 財形住宅

## 財形年金

| 積立の目的           | 結婚資金、レジャー資金、マイカー資金づくりなど、使途目的は自由                                                                                                                                                              | 住宅の取得やリフォームのための資金づくり                                                                                                                                                                                                | 老後のための資金（年金）づくり                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご契約者様の範囲        | 事業主に雇用されている勤労者。<br>事業主(同一生計の家族を含む)・役員はお申し込みいただくことはできません(注)。<br>また、役員への昇格等により、勤労者に該当しなくなった場合は、すみやかに解約の手続きをおとりください。<br>(注)兼務役員の場合など、勤労者に該当するかどうかの判断が難しいときには、財形専用ダイヤル(0120-330-323)にお問い合わせください。 |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                  |
| お申し込みいただける年齢    | 満 15 歳から                                                                                                                                                                                     | 満 15 歳から満 54 歳まで                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                  |
| ご契約の制限          | —                                                                                                                                                                                            | いずれも 全金融機関をととして1 人 1 契約となります。                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                  |
| 積立期間(保険期間)      | 3 年～15 年(年単位)                                                                                                                                                                                | 5 年～15 年(年単位)                                                                                                                                                                                                       | 5 年～(年単位)                                                                                                                                                                                        |
| 保険料の払込方法        | 給与天引きにより、定期にお払い込みいただきます。<br>毎月の給与から払い込む方法(毎月払)、賞与から払い込む方法(毎賞与時払) およびその併用があります。                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                  |
| 保険料の変更          | ご契約後、当社の所定の範囲内で変更することができます。                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                  |
| 預入限度額(払込保険料累計額) | 3,000 万円まで                                                                                                                                                                                   | 550 万円まで                                                                                                                                                                                                            | 385 万円まで                                                                                                                                                                                         |
|                 |                                                                                                                                                                                              | ただし、財形住宅と財形年金を合わせて 550 万円限度です。                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                  |
| 払出しについて         | いつでも払出し自由                                                                                                                                                                                    | ご契約者が所有し居住する住宅の取得やリフォーム等の資金に充てられること                                                                                                                                                                                 | 年金開始年齢が満 60 歳以降であること                                                                                                                                                                             |
| 利子(差益)に対する課税    | 利子(差益)に対して 20.315%源泉分離課税(※)                                                                                                                                                                  | 非課税                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                  |
| 払出し・解約の場合の課税    | 利子(差益)に対して 20.315%源泉分離課税(※)                                                                                                                                                                  | 住宅の取得以外での払出しはできません。なお、解約はできますが、この場合は要件違反となり、利子(差益)に対して 20.315%が源泉分離課税されます。ただし、「災害等の理由」により財形住宅を解約される場合は非課税で払出すことができる特例が受けられます。非課税の特例を受ける場合、解約事由が生じた日から 11 か月以内に住所地の税務署から確認を受け、1 年以内に「税務署長の確認を受けた書類」を含む請求書類のご提出が必要です。 | 年金以外での中途払出しはできません。なお、解約はできますが、この場合は要件違反となり、一時所得扱いとなります。ただし、「災害等の理由」により財形年金を解約される場合は非課税で払出すことができる特例が受けられます。非課税の特例を受ける場合、解約事由が生じた日から 11 か月以内に住所地の税務署から確認を受け、1 年以内に「税務署長の確認を受けた書類」を含む請求書類のご提出が必要です。 |
| 災害死亡・災害高度障害保険金額 | 事故発生時における払込保険料累計額の 5 倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金としてお支払いします。                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                  |
| 融資              | 財形持家融資制度(マイホーム資金融資)が受けられます(7 頁参照)。                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                  |
|                 | 3 頁へつづく                                                                                                                                                                                      | 4 頁へつづく                                                                                                                                                                                                             | 5 頁へつづく                                                                                                                                                                                          |

※2013年1月1日から2037年12月31日までは、復興特別所得税と併せて20.315%の源泉分離課税となります。

# 一般財形（勤労者財産形成貯蓄積立保険）

- 結婚資金やレジャー資金、マイカー資金など目的に合わせて計画的に積立
- 便利な給与天引き
- 手軽に受けられるマイホーム資金融資
- 生保の財形ならではの災害保障つき（払込保険料累計額の5倍相当額）

お受取額例表

| 積立期間 | 毎月払 1 万円の場合 |            |            |
|------|-------------|------------|------------|
|      | 払込保険料累計額    | 解約・満期時受取額  | 課税後受取額     |
| 1 年  | 12 万円       | 約 11.9 万円  | 約 11.9 万円  |
| 2 年  | 24 万円       | 約 23.9 万円  | 約 23.9 万円  |
| 3 年  | 36 万円       | 約 36.0 万円  | 約 36.0 万円  |
| 5 年  | 60 万円       | 約 60.6 万円  | 約 60.5 万円  |
| 7 年  | 84 万円       | 約 85.9 万円  | 約 85.5 万円  |
| 10 年 | 120 万円      | 約 124.9 万円 | 約 123.9 万円 |
| 15 年 | 180 万円      | 約 193.1 万円 | 約 190.4 万円 |

## 【配当金について】

ご契約後 2 年目以降、毎年の決算により配当が生じた場合には、当社所定の利率（経済情勢等により変動します）で積み立てられ、満期時（または払出し時や解約時）にあわせてお支払いします。

- 記載の数値には積立配当金は含んでおりません。
- 解約・満期時受取額は、現在の予定利率 1.5%（積立金の計算に用いる利率）が解約・満期時までそのまま推移し、途中払出しをせずに解約・満期となったものと仮定して計算しています。
- 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、このご契約の締結の際に予見しえない事情の変更、または財形法の改正により当社が特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。  
したがって、解約・満期時受取額・課税後受取額は経済情勢等により変動（増減）することがありますので、将来のお受取額をお約束するものではありません。なお、保険料、積立金等の計算の基礎を変更する場合には、変更日の 2 か月前までにご契約者へ通知します。
- ご契約後 34 か月以内に解約または払出しをされますと、解約返戻金または払出金は払込保険料累計額より少ない金額となります（毎月定期払込の場合）。また、ご契約後 34 か月以内における積立金残高は、払込保険料累計額より少ない金額となる場合があります（毎月定期払込の場合）。  
注）当社が積立金等の計算の基礎を変更した場合、およびご契約者が賞与払の併用または保険料額の変更をされた場合には、上記の期間（ご契約後 34 か月以内）と異なる場合があります。

## 税法上のお取り扱い

受取時に利子（差益）に対して 20.315% が源泉分離課税されます。

満期時受取額（または払出し時や解約時の受取額）から払込保険料累計額を差し引いた金額が 20.315% の源泉分離課税の対象となります。

生命保険料控除は適用されません。

# 財形住宅（財形住宅貯蓄積立保険）

- マイホーム実現に向けて確実に積立
- 手軽に受けられるマイホーム資金融資
- 便利な給与天引き
- 払込保険料累計額 550 万円まで非課税
- 生保の財形ならではの災害保障つき（払込保険料累計額の 5 倍相当額）

## お受取額例表

| 積立期間 | 毎月払 1 万円の場合 |            |
|------|-------------|------------|
|      | 払込保険料累計額    | 給付時受取額     |
| 1 年  | 12 万円       | 約 11.9 万円  |
| 2 年  | 24 万円       | 約 23.9 万円  |
| 3 年  | 36 万円       | 約 36.0 万円  |
| 5 年  | 60 万円       | 約 60.6 万円  |
| 7 年  | 84 万円       | 約 85.9 万円  |
| 10 年 | 120 万円      | 約 124.9 万円 |
| 15 年 | 180 万円      | 約 193.1 万円 |

## 払出し時のご請求方法には、次の 2 つの方法があります

### ①住宅の取得またはリフォーム等 前のご請求

積立金の 9 割、または要した費用のいずれか低い額以下の金額をご請求いただけます。ただし、払出しの日から 2 年以内かつ住宅の取得またはリフォーム等をした日から 1 年以内に所定の書類を提出していただきます。その際、要した費用が払出し額を上回った場合、その差額以下の金額を請求することができます。

### ②住宅の取得またはリフォーム等 後のご請求

積立金の 10 割、または要した費用のいずれか低い額以下の金額を住宅の取得または住宅のリフォーム等をした日から 1 年以内にご請求いただけます。

※住宅取得のための頭金等に充当した後の不足額については事業主、独立行政法人住宅金融支援機構その他金融機関からの貸付を受けて支払うことを予定していることが必要です。

## 【配当金について】

ご契約後 2 年目以降、毎年の決算により配当が生じた場合には、当社所定の利率（経済情勢等により変動します）で積み立てられ、給付時（または解約時）にあわせてお支払いします。

- 記載の数値には積立配当金は含んでおりません。
- 給付時受取額は、現在の予定利率 1.5%（積立金の計算に用いる利率）が給付時までそのまま推移し、途中払出しをせずに給付を受けたものと仮定して計算しています。
- 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、このご契約の締結の際に予見しえない事情の変更、または財形法の改正により当社が特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。したがって、給付時受取額は経済情勢等により変動（増減）することがありますので、将来のお受取額をお約束するものではありません。なお、保険料、積立金等の計算の基礎を変更する場合には、変更日の 2 か月前までにご契約者へ通知します。
- ご契約後 34 か月以内に解約または住宅取得を目的として給付を受けられますと、解約返戻金または給付時受取額は払込保険料累計額より少ない金額となります（毎月定期払込の場合）。また、ご契約後 34 か月以内における積立金残高は、払込保険料累計額より少ない金額となることがあります（毎月定期払込の場合）。  
注）当社が積立金等の計算の基礎を変更した場合、およびご契約者が賞与払の併用または保険料額の変更をされた場合には、上記の期間（ご契約後 34 か月以内）と異なることがあります。

## 税法上のお取り扱い

払い込まれた保険料から生じる利子（差益）は非課税です。

- 払込保険料累計額は財形年金貯蓄契約と通算して 550 万円までで、かつ「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に記載された最高限度額以下であることが必要です。払込保険料累計額が最高限度額を超えることとなるときは、以後の保険料の払い込みはできません。
- 「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に記載の最高限度額は、財形年金貯蓄契約の「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に記載の額と合わせて 550 万円までです。
- 次のような要件違反が生じた場合には、非課税とはならず利子（差益）に対して 20.315%が源泉分離課税されます。

(1)解約の場合（退職による解約も含みます）

(2)住宅の取得または住宅のリフォーム等後の払出しの場合で、住宅の取得または住宅のリフォーム等後 1 年以内に所定の書類を添えて請求がなされなかった場合

(3)住宅の取得または住宅のリフォーム等前の払出しの場合で、払出しの日から 2 年を経過する日または住宅の取得・リフォーム等の日から 1 年を経過する日のいずれか早い日まで所定の書類の提出がなされなかった場合

(4)取得またはリフォーム等をした住宅が、財形法および関係政省令で定めた条件に該当しない場合（床面積・築後年数・工事費用等が政省令の基準に該当しない場合、自ら所有・居住する住宅でない場合等）

(5)最後の払い込みから 2 年以上経過した場合

(注)なお、上記(3)および(5)の場合には、要件違反発生時に解約されたものとして取り扱います。

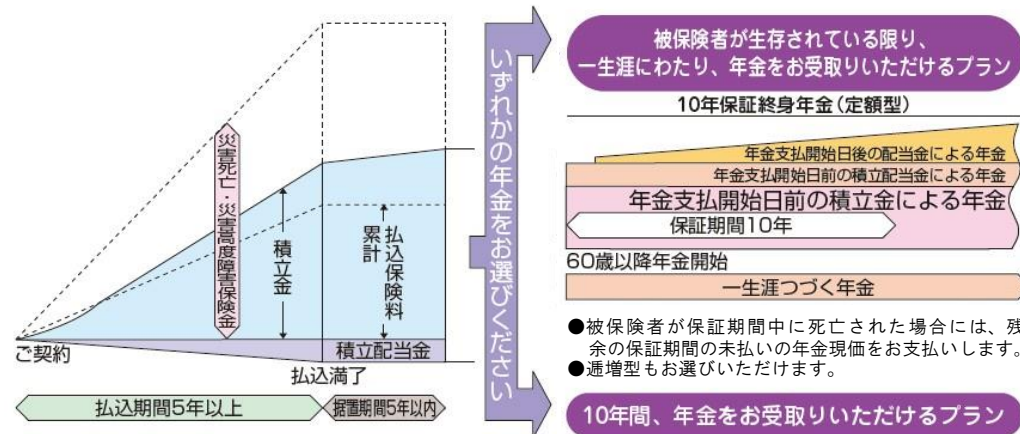
※ただし、「災害等の理由」により財形住宅を解約される場合は非課税で払出すことができる特例が受けられます。非課税の特例を受ける場合、解約事由が生じた日から 11 か月以内に住所地の税務署から確認を受け、1 年以内に「税務署長の確認を受けた書類」を含む請求書類のご提出が必要です。

- 生命保険料控除は適用されません。

# 財形年金（財形年金積立保険）

- 豊かなセカンドライフのために、非課税年金で確実に資金づくり
- 便利な給与天引き
- 払込保険料累計額 385 万円まで非課税
- 手軽に受けられるマイホーム資金融資
- 生保の財形ならではの災害保障つき（払込保険料累計額の 5 倍相当額）

※財形年金積立保険は、払込期間および据置期間において予定利率の変更等により年金額が変動することがある商品です。年金額は年金支払開始日直前に確定します。



## 【年金支払開始日前の保障】

- 災害で死亡・高度障害のとき、払込保険料累計額の 5 倍相当額の災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害のとき、死亡・高度障害給付金（積立金相当額）をお支払いします。

## 【配当金について】

ご契約後 2 年目以降、毎年の決算により配当が生じた場合には、年金支払開始日まで当社所定の利率（経済情勢等により変動します）で積み立てられ、年金支払開始日に年金の増額にあてます。また、年金支払開始日以後の配当金も年金の増額にあてます。なお、積み立てられた配当金は、途中払出しはできません。

## 【年金のお支払いについて】

被保険者が年金支払開始日に生存されているとき、年金をお支払いします。  
お支払いする年金は、次の 3 種類から構成されています。

- 年金支払開始日前の積立金による年金
- 年金支払開始日前の積立配当金による年金
- 年金支払開始日後の配当金による年金

## お受取年金額例表

### 10 年保証終身年金(定額型)

### 55 歳払込満了・60 歳年金開始

| 契約年齢 | 払込期間   | 払込保険料累計額 | 毎月払 1 万円の場合  |                     |            |
|------|--------|----------|--------------|---------------------|------------|
|      |        |          | お受取年金額       |                     |            |
|      |        |          | 1 回目 (60 歳時) | 10 回分 (69 歳まで) の累計額 | 80 歳までの累計額 |
| 男性   | 満 30 歳 | 25 年     | 300 万円       | 約 19.6 万円           | 約 196 万円   |
|      | 満 35 歳 | 20 年     | 240 万円       | 約 15.2 万円           | 約 152 万円   |
|      | 満 40 歳 | 15 年     | 180 万円       | 約 11.0 万円           | 約 110 万円   |
|      | 満 45 歳 | 10 年     | 120 万円       | 約 7.1 万円            | 約 71 万円    |
| 女性   | 満 30 歳 | 25 年     | 300 万円       | 約 17.9 万円           | 約 179 万円   |
|      | 満 35 歳 | 20 年     | 240 万円       | 約 13.9 万円           | 約 139 万円   |
|      | 満 40 歳 | 15 年     | 180 万円       | 約 10.1 万円           | 約 101 万円   |
|      | 満 45 歳 | 10 年     | 120 万円       | 約 6.5 万円            | 約 65 万円    |

### 10 年確定年金

### 55 歳払込満了・60 歳年金開始

| 契約年齢 | 払込期間   | 払込保険料累計額 | 毎月払 1 万円の場合  |           |
|------|--------|----------|--------------|-----------|
|      |        |          | 1 回目 (60 歳時) | 10 回分の累計額 |
| 男女共通 | 満 30 歳 | 25 年     | 300 万円       | 約 38.5 万円 |
|      | 満 35 歳 | 20 年     | 240 万円       | 約 29.8 万円 |
|      | 満 40 歳 | 15 年     | 180 万円       | 約 21.6 万円 |
|      | 満 45 歳 | 10 年     | 120 万円       | 約 14.0 万円 |

- 記載の数値には、配当による年金額（年金支払開始日前の積立配当金による年金、および年金支払開始日後の配当金による年金）は含んでおりません。
  - お受取年金額は、現在の予定利率 1.5%（積立金の計算に用いる利率）が年金支払開始時までそのまま推移したものと仮定して計算されています。
  - 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際に見えなかった事情の変更、または財形法の改正により当社が特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。したがって、お受取年金額は経済情勢等により変動（増減）することがありますので、将来のお受取額をお約束するものではありません。なお、保険料、積立金等の計算の基礎を変更する場合には、変更日の 2 か月前までにご契約者へ通知します。
  - ご契約後 34 か月以内に解約されますと、解約返戻金は払込保険料累計額より少ない金額となります（毎月定期払込の場合）。また、ご契約後 34 か月以内における積立金残高は、払込保険料累計額より少ない金額となることがあります（毎月定期払込の場合）。
- 注）当社が積立金等の計算の基礎を変更した場合、およびご契約者が賞与との併用または保険料額の変更をされた場合には、上記の期間（ご契約後 34 か月以内）と異なることがあります。

## 税法上のお取扱い

- 払い込まれた保険料から生じる利子（差益）は非課税です。受取年金も全額非課税となります。
- 払込保険料累計額は 385 万円まで、かつ「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に記載された最高限度額以下であることが必要です。払込保険料累計額が最高限度額を超えることとなるときは、以後の保険料の払い込みはできません。
- 「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に記載の最高限度額は 385 万円までで、財形住宅貯蓄契約の「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に記載の額と合わせて 550 万円までです。
- 払い込みを 2 年以上中断した場合や解約したとき等の要件違反が生じた場合には、非課税とはならず、一時所得扱いとなります。
- ※ただし、「災害等の理由」により財形年金を解約される場合は非課税で払出すことができる特例が受けられます。非課税の特例を受ける場合、解約事由が生じた日から 11 か月以内に住所地の税務署から確認を受け、1 年以内に「税務署長の確認を受けた書類」を含む請求書類のご提出が必要です。
- 生命保険料控除は適用されません。

## 【年金開始後の上乗せ年金のお支払いについて】

年金支払開始日後に、被保険者または配偶者が所定の身体障害の状態に該当した場合や医師の診断により 6 か月以上の療養が必要と証明された場合、ご請求により年金支払期間を短縮し、それ以降の年金を増額することができます。

## 【年金開始年齢等の変更について】

保険料払込期間、年金支払開始日、年金の種類・型、年金支払期間については、当社の定める範囲内で変更することができます。ただし、据置期間は 5 年以内に限りです。

## 【前厚型でのお受取りについて】

年金支払期間の初期を多額年金とする前厚型でお受取りいただくこともできます。

（6 年確定年金を除く）

# その他の留意事項について

## 財形貯蓄

## 財形住宅

## 財形年金

|                 |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                            |
|-----------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご契約の形態          |  | ご契約者、被保険者、受取人は同一の勤労者となります。<br>＊勤労者には、役員・事業主・事業主と同一生計の家族は含まれません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                            |
| 責任開始期           |  | 当社は、事業主が第1回保険料をご契約者の給与等から控除した日から契約上の責任を負います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                            |
| 保険期間等の延長または短縮   |  | 3年以上40年までの範囲内で期間を延長または短縮することができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 5年以上40年までの範囲内で期間を延長または短縮することができます。なお、住宅の取得または住宅のリフォーム等を目的とした払出しをする場合には5年未満の期間短縮をすることができます。 |
| 保険期間の自動延長について   |  | 満期の際に、特にお申出のない場合、保険期間を1年毎に自動延長します。<br>ただし、保険期間は通算して40年を限度とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 満了時まで積立金の全部に相当する生存給付金の払出しがない場合には、保険期間を1年毎に自動延長します。<br>ただし、保険期間は通算して40年を限度とします。             |
| 退職・転職等の場合の取り扱い  |  | ご契約者が退職や転職等により保険料を給与（賞与）から控除できなくなった場合は、退職または転職の日から2年以内に解約の手続きをしていただきます。<br>ただし、転職先等に財形制度があるときは継続できる場合がありますので、転職先にご相談ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                            |
| 保険金等のお支払い       |  | 【災害死亡・災害高度障害保険金（財形年金は年金支払開始日前に限りします）】<br>・被保険者が、責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当したとき、原因となった事故の発生時における払込保険料累計額の5倍相当額をお支払いします。<br>・被保険者が、責任開始日以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき、原因となった感染症の発病時における払込保険料累計額の5倍相当額をお支払いします。<br>【死亡・高度障害給付金（財形年金は年金支払開始日前に限りします）】<br>被保険者が、死亡または所定の高度障害状態に該当したとき、死亡された日または高度障害状態になられた日における積立金をお支払いします。<br>ただし、災害死亡・災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                            |
| 保険金等をお支払いできない場合 |  | ●免責事項に該当する場合<br>災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払事由が発生しても、次の場合には保険金をお支払いできません。この場合には、死亡給付金または高度障害給付金をお支払いします。<br>○被保険者の故意または重大な過失によるとき<br>○災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失によるとき<br>○被保険者の犯罪行為によるとき<br>○被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき<br>○被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき<br>○被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき<br>○地震・噴火または津波によるとき（※）<br>○戦争その他の変乱によるとき（※）<br>（※）については、危険の増加が会社の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険金を全額または削減してお支払いします。<br>●重大事由によりご契約が解除された場合<br>当社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、ご契約を解除します。<br>○死亡給付金の受取人が死亡給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）をした場合<br>○ご契約者または、保険金もしくは給付金の受取人が、災害死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含む）をした場合<br>○年金、保険金または給付金の請求に関し、年金、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含む）があった場合 |                                                                                            |
| 7頁へつづく          |  | 7頁へつづく                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                            |

# その他の留意事項について

## 財形貯蓄

## 財形住宅

## 財形年金

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>保険金等をお支払いできない場合</b> | <p>○ご契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当すると認められること</li><li>・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること</li><li>・反社会的勢力を不当に利用していると認められること</li><li>・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</li></ul> <p>○ご契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記重大事由と同等の重大事由がある場合</p> <p>重大事由が生じた以後に発生した年金、保険金、給付金の支払い事由については、当社は年金、保険金、給付金をお支払いいたしません。また、すでに年金、保険金、給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。なお、ご契約を解除した場合にお支払いする返戻金があるときは、その金額を保険契約者（解除の通知を死亡給付金受取人にしたときは、その受取人）にお支払いします。</p> <p>●詐欺による取消しの場合<br/>ご契約者または災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の詐欺により、このご契約を締結したときは、ご契約を取消し、既にお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。</p> <p>●不法取得目的による無効の場合<br/>ご契約者に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得する目的または他人に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得させる目的があった場合には、このご契約を無効とし、既にお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。</p> |
| <b>積立金残高のお知らせ</b>      | 毎年、勤務先を通じお知らせします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>その他</b>             | 契約者貸付のお取り扱いはありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                        | 生命保険料控除は適用されません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <b>財形持家融資制度について</b>    | <p>独立行政法人住宅金融支援機構が窓口になって融資する「財形直接融資制度」と独立行政法人勤労者退職金共済機構が事業主（勤務先）を経由して行う「財形転貸融資制度」とがあります。</p> <p>※お手続き・利率等の詳細につきましては、独立行政法人住宅金融支援機構の業務取扱金融機関、独立行政法人勤労者退職金共済機構、事業主（勤務先）、同業務を取り扱っている金融機関にお問い合わせください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

●「ご契約の手引き定款・約款」「ご契約に関する重要事項（注意喚起情報）」「財形保険について（契約概要）」はご契約についての重要な事項についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

●当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。  
したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みの際に当社が承諾したときに有効に成立します。

取扱店・担当者

 **朝日生命保険相互会社**

多摩本社／〒206 - 8611 東京都多摩市鶴牧 1-23  
財形専用ダイヤル 0120-330-323  
ホームページアドレス／<https://www.asahi-life.co.jp>

朝日一財形一2025-3(2025.2.12)

2025.2改訂